

地方独立行政法人大阪市民病院機構再雇用職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則（以下「法人就業規則」という。）第25条に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）に再雇用された職員の就業に関して、必要な事項を定めるものである。

2 この規則及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）その他関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、法人に勤務する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）に適用する。

(規則の遵守)

第3条 法人及び再雇用職員は、誠意を持ってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第4条 再雇用職員の採用は、法人就業規則第24条の規定により定年退職した者のうち、再雇用を希望する者を採用する。

- 2 再雇用職員の採用時の職位は、定年時における能力・業績・適性等から個々に判断して、その都度、理事長が別に定める。ただし、再雇用職員になろうとする者の勤務成績、業務に関する専門性その他の事情を考慮して、それ以外の職位となることを妨げない。

(雇用期間)

第5条 再雇用職員の雇用期間は、1年以内とし、期間の末日は原則当該年度の3月31日とする。

- 2 前項の雇用期間は、65歳に達するまでに限り更新することができる。ただし、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えた場合は、原則として更新は行わない。

(労働条件の明示)

第6条 再雇用職員の労働条件の明示については、法人就業規則第8条の規定を準用する。

第2節 評価

(勤務評価)

第7条 再雇用職員の勤務成績については、別に定める人事評価制度を実施する。

第3節 降任

(降任)

第8条 再雇用職員の降任については、法人就業規則第12条の規定を準用する。

第4節 異動

(人事異動)

第9条 再雇用職員の人事異動については、法人就業規則第13条の規定を準用する。

第5節 休職及び復職

(休職)

第10条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 業務に関連があると認められる学術に関する事項の調査又は研究・指導に従事する場合
- (4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか理事長が休職することが適当と認める場合

(休職の期間)

第11条 前条第1号に該当する休職の期間は、原則として通算2年を超えない範囲内において必要に応じた期間とする。ただし、再雇用職員の勤続年数（大阪市又は法人職員から引き続き再雇用職員となった在職期間は通算するが、休職の期間を除く。）に応じて、別表第1に定める基準により延長することができる。

2 前項に定める休職期間中に新たな疾患に罹患し、職場復帰することなく新たな疾病により休職となった場合、当初の疾病により休職した期間と新たな疾病により休職した期間は通算する。

3 前2項による休職期間から第14条の規定による復職を命じられた日から2

年未満の期間内に、理事長が別に定める同一疾病により再度、前条第1号に該当する休職となった場合、前後の休職期間は通算する。

4 前条第2号に該当する休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

5 前条第3号及び第4号に該当する休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じた期間とする。

6 前条第5号に該当する休職の期間は、必要に応じた期間とする。

(休職の手続)

第12条 再雇用職員の休職の手続については、法人就業規則第19条の規定を準用する。

(休職の効果)

第13条 休職を命じられた再雇用職員は、再雇用職員としての身分を保有するが、業務には従事しない。

2 休職を命じられた再雇用職員の給与は、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

(復職)

第14条 再雇用職員の復職については、法人就業規則第21条の規定を準用する。

第6節 退職

(退職)

第15条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職するものとし、職員としての身分を失う。

(1) 再雇用職員が退職を申し出た場合 理事長が定めた日

(2) 雇用期間が満了した場合 雇用期間が満了した日

(3) 死亡した場合 死亡した日

2 退職を願い出た再雇用職員が法人就業規則第51条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続中である場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

(退職の手続)

第16条 再雇用職員は自己の都合により退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって願い出なければならない。

第7節 解雇

(解雇)

第17条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 素行不良等、その業務に必要な適性を著しく欠く場合
- (4) 法人への提出書類等の記載事項が事実と異なる場合
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (6) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (7) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合
- (8) 法人就業規則第51条に定める懲戒の事由に該当し、理事長が認めた場合

(解雇予告)

第18条 再雇用職員を解雇する場合には、30日前に再雇用職員に予告するか、又

は労基法第12条に定める平均賃金の30日分を解雇予告手当として支払う。

2 前項の予告の日数は、解雇予告手当を支払った日数分短縮することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく即時解雇することができる。

(1) 法人就業規則第52条に定める懲戒解雇をする場合で、所轄の労働基準監督署の認定を受けた場合

(2) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄の労働基準監督署の認定を受けた場合

(解雇制限)

第19条 再雇用職員の解雇制限については、法人就業規則第28条の規定を準用する。

第8節 退職後の責務

(退職後の責務)

第20条 再雇用職員の退職後の責務については、法人就業規則第29条から第31条までの規定を準用する。

第3章 服務

第1節 服務

(服務)

第21条 再雇用職員の服務については、法人就業規則第32条から第40条までの規定を準用する。ただし、法人就業規則第38条の規定は1週間の所定労働時間が38時間45分の職員に適用する。

第2節 出退勤等

(出退勤等)

第22条 再雇用職員の出退勤等については、法人就業規則第41条から第44条までの規定を準用する。

第4章 勤務時間、休日及び休暇等

第1節 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間等)

第23条 再雇用職員の勤務時間等については、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条から第9条の規定を準用する。

第2節 時間外、休日勤務等

(時間外勤務等)

第24条 再雇用職員の時間外勤務等については、勤務時間規程第10条から第13条の規定を準用する。

第3節 休暇

(休暇の種類等)

第25条 再雇用職員の休暇については、勤務時間規程第14条から第19条の規定を準用する。

(傷病休業等)

第26条 再雇用職員の傷病休業等については、法人就業規則第46条の規定を準

用する。

（育児休業及び介護休業等）

第27条 再雇用職員の育児休業及び介護休業等については、法人就業規則第47条の規定を準用する。

第5章 研修

（研修）

第28条 再雇用職員の研修については、法人就業規則第49条の規定を準用する。

第6章 賞罰

（表彰）

第29条 再雇用職員の表彰については、法人就業規則第50条の規定を準用する。

（懲戒）

第30条 再雇用職員の懲戒については、法人就業規則第51条から第57条までの規定を準用する。

（損害賠償等）

第31条 再雇用職員の損害賠償等については、法人就業規則第58条の規定を準用する。

第7章 給与

（給与）

第32条 再雇用職員の給与については、給与規程の定めるところによる。

第8章 安全衛生

(安全衛生)

第33条 再雇用職員の安全衛生等については、法人就業規則第61条から第69条までの規定を準用する。

第9章 出張

(出張)

第34条 再雇用職員の出張については、法人就業規則第70条及び第71条の規定を準用する。

第10章 福利厚生

(福利厚生に関する事項)

第35条 再雇用職員の福利厚生に関する事項については、法人就業規則第72条の規定を準用する。

第11章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第36条 再雇用職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、法人就業規則第73条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、1週間の所定労働時間が38時間45分未満の再雇用職員については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより、各災害補償を行う。

第12章 社会保険等

(社会保険等)

第37条 再雇用職員の社会保険適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

第13章 補則

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、大阪市病院局職員就業規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第12号）の適用を受けていた再任用職員が引き続き法人の再雇用職員となった場合において、施行日前に行われた施行日以後に係る休日、週休日の振替等の指定については、この規則による指定があったものとみなす。

3 大阪市病院局職員就業規程の適用を受けていた再任用職員が引き続き法人の再雇用職員となった場合において、施行日前に同規程により与えられていた年次休暇等の休暇の日数、当該再雇用職員が取得した休暇の日数等については、施行日において、この規程による休暇の日数等としてこれを承継する。

4 大阪市病院局職員就業規程の適用を受けていた再任用職員が引き続き法人

の再雇用職員となった場合において、施行日前に承認を受けているものについては、この規則における承認を受けているものとみなす。

- 5 前3項に規定するもののほか、施行日前に大阪市病院局の規程により行われた手続その他の行為については、この規程による手続その他の行為とみなす。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、業務災害又は通勤災害に対する補償を行う場合及び社会保険等の適用については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構再雇用職員就業規則第36条及び第37条の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則

この改正規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 11 条関係）

勤続年数	延長期間
5 年以上10年未満	6 月以内
10年以上	1 年以内

この場合の勤続年数は病気休職期間を除く。